

64歳以下の方の新型コロナウイルスの追加接種(3回目)が始まります

3月から64歳以下の方の接種予約の受付を開始します。

■接種券の送付について

接種券は2回目接種日から6か月経過後かつ接種が早い方から順次送付します。

■接種予約について

《個別接種》3月1日(火)以降、毎週火曜日午前9時から予約受付開始。

《集団接種》

●日時/3月26日(出)・27日(回)

●会場/七重浜住民センター

●予約受付/3月10日(休)午前9時から予約受付開始(予約枠が埋まり次第受付終了)。

●予約方法/同封の案内をお読みになり、インターネットで予約するか、北斗市新型コロナウイルスコールセンターへお電話ください。

※令和3年8月1日以降に2回目の接種を行なった高齢者の方には、2回目接種日から6か月経過後に接種券を送付します。ご自身での予約が必要ですが、ご予約がとれずにお困りの場合はコールセンターまでご連絡ください。

■ワクチンの種類について

3回目接種については、1・2回目に用いたワクチンの種類にかかわらず、武田/モデルナ社製ワクチンまたはファイザー社製ワクチンを接種する「交互接種」が可能とされています。

また、3月に国から当市へ配分される新型コロナウイルス(3回目接種用)は、武田/モデルナ社製ワクチンが主となります。

このため、当面は個別接種、集団接種のいずれも3回目を武田/モデルナ社製ワクチンで接種していただくこととなります。

重症化予防のためにも、3回目接種が可能になりましたら、できるだけお早めの接種をお願いいたします。実際に使用するワクチンの種類については接種券同封の案内や市公式ホームページでお知らせします。

※厚生労働省によると、追加接種で1・2回目接種と異なるmRNAワクチンを接種した場合の接種後7日以内の副反応について、安全性の面で許容されており、また、接種によって抗体価が十分上昇する効果があるとされています。

■1・2回目接種を希望する方へ

接種を希望する場合は、コールセンターへご連絡ください。インターネットでの予約はできませんのでご注意ください。

■職域接種を受けられる方へ

接種当日には必ず接種券を会場に持参してください。接種券を持参せずに接種をした場合は、後日速やかに接種券を勤務先に提出してください。

■陽性となった方のワクチン接種について

新型コロナウイルス陽性者で療養期間中の方および濃厚接触者で健康観察期間中の方は、接種をお控えください。なお、ワクチンの接種予約をしている場合は、コールセンターへキャンセルの連絡をしてください。体調が回復して接種を希望する場合は、接種のタイミングについてかかりつけ医または渡島保健所に相談のうえ指示に従ってください。

■渡島保健所 ☎47-95488 (平日午前8時45分～午後5時30分)

■厚労省コロナワクチンQ&A

HP <https://www.cov-19-vaccine.nihw.go.jp/qa/0028.html>



■新型コロナウイルスの感染により自宅療養されている方のごみの出し方について

新型コロナウイルス感染症に感染した方やその疑いのある方のごみの出し方については、ごみの収集や処理を行う作業員の感染を防ぐため、以下の点にご協力をお願いします。

【燃やせるごみを出す場合】

●使用したマスクやティッシュ等は、一度別のポリ袋などに入れ、口を結んでから指定袋に入れてください。

●ごみ袋の破裂やごみの散乱防止のため、ごみ袋は可能な限り空気を抜き、口をしっかり結んでください。

●燃やせないごみ、空き缶、空き瓶、スプレー缶、紙類は、1週間程度自宅で保管して、表面についてウイルスが感染力を失ってから出すしてください。

●ペットボトル、プラスチック製容器、資源ごみを出す場合

器は、燃やせるごみとして出してください。

※自宅療養期間終了後は通常の分別で出してください。

ごみの収集運搬・処理業務を維持・継続できるように、ご協力をお願いします。

問 市役所環境課環境係 [内線2622～2695]

10～20代の男性では、武田/モデルナ社のワクチンよりファイザー社のワクチンの方が接種後に心筋炎・心膜炎が疑われる報告の頻度が低い傾向にあります。ファイザー社製ワクチンでの接種をご希望される場合は、コールセンターまでご連絡のうえ、その旨をお伝えください。

■5～11歳のワクチン接種について

5～11歳の子どもは、小児用の新型コロナウイルスワクチン接種を受けられるようになります。

10～11歳の子どもについては、3月下旬に接種を開始します。同封の案内をよくお読みになり、ワクチンを受けられるかどうかをご検討ください。かかりつけ医がいる場合は、必ずかかりつけ医と相談してください。

5～9歳の子どもの接種は4月以降となる予定です。予約については接種券に同封の案内をご覧ください。

■キャンセルバンクの登録について

接種当日に体調不良などで急なキャンセルが発生した場合のワクチン廃棄を防ぐため、キャンセルバンク

の登録を受け付けています。登録を希望される方は、コールセンターにご連絡ください。

●対象/接種券がお手元に届いており、当日または前日など、急ぎキャンセルがあった場合に接種可能な方。

●注意事項

①追加接種ができるのは2回目接種から少なくとも6か月経過後となります。

②すでに接種予約が入っている方は対象なりません。

③接種当日に接種券付き予約票、身分証明書がなければ接種できません。

※ご自分で予約を取った方は、キャンセルバンク登録を解除する必要がありますので必ずご連絡ください。

北斗市 新型コロナウイルス コールセンター

☎0570-000-338

〈受付時間〉
平日午前9時～午後4時

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(家計急変世帯)のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降に家計が急変し、同一世帯の方全員が住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)も住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の対象となります。(※ただし、すでに給付金の支給を受けた世帯の方や住民税均等割課税者の扶養親族等のみで構成される世帯の方は対象外となります。)

給付金を受給するためには、申請が必要です。

- 給付金の支給額/1世帯当たり10万円
- 支給対象/令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」※1の収入となった世帯(家計急変世帯)
- ※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。詳しくは、市役所企画課までお問い合わせください。
- 申請が必要です。
- 申請期限/令和4年9月30日(金)

△新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

■住民税非課税世帯の方へ
確認書の提出期限は、4月30日です。忘れずに提出してください。

○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所企画課、最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに市役所企画課に郵送でご提出ください。(※申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。)

■申請書/北斗市役所企画課、総合分庁舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所、北斗市社会福祉協議会で配布しているほか、市公式ホームページからもダウンロードできます。

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/11864.html>

問 市役所企画課企画係 [内線235～238]

